**今月のお知らせ　第３５９号**

令和5年分の所得税の確定申告が始まります。納税者ご自身名義の預貯金口座からの口座引落しができる振替納税の手続きをお勧めします。

ＴＥＬ　043－241－6121

ＦＡＸ　043－243－3430

URL　https://www.osmk-ohb.co.jp

令和6年2月１日

代表社員　大　嶋　幸　児



**●電子帳簿保存法「お問い合わせの多いご質問」追加**

実質的に運用が始まった改正電子帳簿保存法ですが、国税庁のHPで「お問い合わせの多いご質問」が更新されました。特に目を引いたのは以下の点です。

|  |
| --- |
| [電取追２]ＥＣサイトで物品を購入したとき、ＥＣサイト上の購入者の購入情報を管理するページ内において、領収書等データをダウンロードすることができる場合に、 領収書等データを必ずダウンロードして保存する必要がありますか。 |

この回答において、途中経過は省略しますが、「当該ＥＣサイト上でその領収書等データの確認が随時可能な状態である場合には、必ずしもその領収書等データをダウンロードして保存していなくても差し支えありません。」という記述がありました。

ECサイトで買った場合、結局ダウンロードできるのに面倒だなと思っていた方は多いと思いますのでこれはちょっと助かりますね。ただし「データの確認が随時可能な状態である」と思っていたら、いつの間にか確認できなくなっていたということがないように、保存期間がどれくらいか（10年保存可能か等）事前に確認しておきましょう。また従業員が立替で購入した場合などはその従業員が退職してしまったという事がありうるのでその場合も要注意です。

**●インボイス制度「お問い合わせの多いご質問」追加**

インボイス制度も追加があります。

|  |
| --- |
| [問㉑] 当協会は、協会に所属する会員向けに講師を招いてセミナーを開催しています。 その際の講演料はまとめて当協会が支払いますが、一定割合を協会で負担することとした上で、残りをセミナーの参加予定者数で按分して参加費として受領しています（1,000 円未満の端数は切上げ）。この場合、参加者に対してどのように適格請求書を交付すればよいでしょうか。 |

この場合、原則としては、協会が参加者に「適格簡易請求書」の記載要件を満たした領収書等を交付することで参加者は課税仕入れとすることができるとされています。「適格簡易請求書」でよいため「●●会会員様」といった宛名を記載する必要はありません。

一方で、講演料の一部負担金（立替払）であることが明らかであり、かつ、講演料の総額を超える対価を受領することがないなどの場合には、協会において預り金として処理することも認められるとされています。その場合には、参加者は協会から交付を受けた立替金精算書の保存のみで課税仕入れとすることができるとされています。

**●所得税の定額減税**

令和6年の税制改正の一つである定額減税（所得税3万円、個人住民税1万円）ですが、令和6年分の合計所得が1,805万円以下である方が対象となります。

令和6年6月1日以降に交付する給与明細等に定額減税額を記載しなければならないとともに、年末調整後に作成する源泉徴収票の摘要欄に定額減税額を記載しなければならないとされています。

給与計算ソフトで対応してくれればそれでよいのですが、ソフトに頼っていない場合などは給与計算の実務を担う方にとってはご留意下さい。

また住民税は令和7年分の徴収から変更になるようですので、住民税の預かり分について経理処理も含めて留意が必要となります。

以　　上